官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一〇）　二
〔省　令〕
○海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令（環境一）　二
〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（法務一二）　二
○ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四三）　三
○ドゥシャンベ市基幹電力系統変電所建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四四）　三
○カスピ海ルート上のスピタメン税関における貨物検査機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五）　三
○ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンにおける中央アジアにおける広域災害リスク軽減のための体制強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同四六）　三
○フィリピン共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四七）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二五五～二五九）　四
○直轄砂防工事を施行する件（同二六〇）　五
○都市計画に関する件（同二六一）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一五～一八）　六
○都市計画に関する件（四国地方整備局四）　七
〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　七
〔官庁報告〕
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（北陸信越運輸局最低賃金公示一）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一六）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇**非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令**（政令第十号）（総務省）

1　非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の最低額を一万円、最高額を一万五千円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げること。（第二条第二項第一号及び別表関係）

2　消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を一万円、最高額を一万五千円に引き上げること。（第二条第二項第二号関係）

3　扶養親族たる配偶者についての補償基礎額の加算額を廃止し、二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のある場合における補償基礎額の加算額を四百三十三円とすること。（第二条第三項関係）

4　施行期日等

(1)　この政令は、令和八年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）